

平成26年(ヨ)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

準備書面10  
(担保について)

平成26年9月8日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

外

債権者らは、保全命令における担保の問題に関して、債務者の平成26年7月30日付け準備書面1に対し、次のとおり反論、主張する。

## 第1 結論（担保は不要）

債権者らは、結論として、本件仮処分については、担保を供させる必要はない、そればかりか、担保を供させてはならないと考える。

以下に、その理由を述べる。

## 第2 担保を不要とする理由

### 1 裁判官が考慮すべきファクター

保全処分を発令するに際し、担保を供させるか、供させるとしたらその金額はいくらとするかは裁判官の裁量にゆだねられている（民事保全法14条1項）。

保全処分における担保は保全処分が違法とされた場合の損害賠償債務の履行確保のためとされるが、裁判官が上記裁量の際に考慮すべきファクターは、主として、①疎明の程度、②予想される債務者の被害、③担保を供させることが正義・公平の観点から適切か、という点である。以下、順に論じる。

### 2 疎明の程度について

被保全権利の証明程度が強ければ、担保額は少なくてもよい。

本件において、本年5月21日の福井地裁の大飯原発差止判決（以下「大飯判決」という。甲10）の判決理由その他を基礎に考えれば、川内原発1号機及び2号機の運転を差し止めるべきことは明らかなので、被保全権利の証明の程度は極めて高い。

### 3 予想される債務者の被害について

違法な仮処分によって債務者が受ける被害が大きいと予想される場合には、担保金額は大きくなる。

しかし、本件において、差し止めの仮処分が発令されても、債務者に損害はない。

なぜなら、原発の再稼働が認められると、債務者は既に購入済みの未使用燃料を使用して発電するのだが、再稼働が禁止されても、その未使用燃料はなく

なったり、価値が減衰したりするものではない。

そこで、万が一、後になって本案判決で債務者の勝訴が確定したら、その時点からそれら未使用燃料の使用を開始すればよいだけの話である

よって、本件仮処分が発令されても、債務者には損害が発生しないか、発生しても極めて僅かである。

#### 4 担保を供させることが正義・公平の観点から適切か否かについて

保全処分の目的が個人の個別的経済利益の獲得である場合には、相応の担保を供させることが適当である。

しかし、保全処分の目的が個人の経済的利益ではなく、公共目的、公共の安全、自分を含む不特定かつ極めて多数の人々の安全の確保、ひいては国家の安全の獲得である場合は別である。

そのような場合には、申立人（債権者）らに対し、個人的に経済的な負担をさせることは正義・公平に反する。

ここに適切な判例がある。

いわゆる秀和对忠実屋・いなげや事件（東京地裁平成元年7月25日決定。判例時報1317号28頁）である（甲58号証）。

この事件は、秀和が、忠実屋（東京証券取引所一部上場会社）の株式33.3%を、いなげや（東京証券取引所一部上場会社）の株式21.4%を、それぞれ取得して経営参加を求めたのに対抗して、両社が相互に超安値（前日の終値の5分の1若しくは3分の1）で、第三者割当の新株発行をして、秀和の持株割合を低下させ、しかも、その払込み代金の大半を相殺勘定とするスキームを実行しようとするのを仮に差し止めたものである。

この仮処分決定は、無担保でなされた（甲58・35頁4段目25行目以下）。

そして、これに対しては不服申し立てがなく、そのまま確定した。

この決定書（甲58）では、無担保とした理由は記載されていない。

債権者ら復代理人弁護士河合弘之は同事件の申請人代理人であったことから、後日、退官後の山口和男裁判長にその理由を問うたところ、「あの事件は東京証券取引所の公正、透明性が問われていた事件だった。公開市場での前日の終値の5分の1とか3分の1で仲間内で相互に新株発行ができるようであれば、市場の公正、透明性はない。個人の利益を離れた問題だったので、担保を供させ

るのは適切でないと考えた。」ということであった。

本件仮処分も、債権者ら個人の利害というよりも、公共の安全、極めて広範かつ多数の国民の生命を基礎とする人格権を守るためのものであるから、債権者らに経済的負担をさせることは適切ではない。

## 5 まとめ（本件仮処分は無担保で発せられるべきこと）

正義と国の安全をひたすら思う庶民である。

このような者たちに担保を立てることを求め、債権者らはその捻出ができな  
いために仮処分が発せられないことが分かった時、国民はどう思うであろうか。

本件仮処分は無担保で発せられるべきことは、正義・公平・良識の観点から  
も明らかである。

以 上